

架空請求の被害続出…

あれ？と思ったら
ちょっと待って！

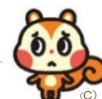
料金の請求に関するメールやハガキは危険！

2019年5月15日（3号）横浜市経済局消費経済課

「コンテンツ料金が未納」、「連絡なき場合、法的手段をとる」など、身に覚えのない内容が書かれたハガキや封書、メール…。それ、架空請求かもしれません！

こんな相談がありました！

こんなはずでは…



- 大手事業者名で「以前利用した有料コンテンツ料が未納」とスマホにメールが届いた。至急連絡するようにと電話番号の記載があり、驚いて電話をした。指示に従い、コンビニで電子マネーを購入し、その番号を相手に伝えてしまった。
- 「総合消費料金の未納あり」という内容のハガキが届き、心配になって記載の番号に連絡をした。そこで、紹介された弁護士に電話をしたところ、「訴訟取下げ費用10万円」を請求され、支払う必要があると思い、振り込んでしまった。

正式な裁判手続では、訴状は「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接手渡すことが原則となっており、訴状が郵便受けに投げ込まれることはありません。

手口や特徴



一旦料金を払ってもらえれば、後で返金するよ。

コンビニで電子マネーを買って、支払って。

国選弁護人を紹介する。

- 大手通販事業者等の実存の事業者をかたるケースも！ → <実際の架空請求メール>
- 「連絡がない場合、給料や不動産の差し押さえを強制的に執行する」等不安をあおり、連絡を取らせようとする。
- 連絡をしてしまうと金銭を請求されてしまう。

2018年11月1日 木曜日
会員登録の未納料金が発生しております。本日中にご連絡が無い場合、法的手続きに移行します。Amazonカスタマーセンター
03-██████████
10:39

ここに気をつけて！「かしこポイント」



- 法的措置をとる等と言われて不安になっても、身に覚えのない場合は絶対に連絡しないでください（個人情報聞き出され、さらに金銭を請求される可能性があります）。
- 架空請求か判断がつかず不安に思ったり、執拗な請求等のトラブルにあった場合には、すぐに消費生活総合センターや警察へ相談しましょう。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間

【平日】9:00～18:00 【土・日】9:00～16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く